

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年九月二十六日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年二月二十八日奈良県指令建第一一〇一三三七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年九月十九日建第一〇一九二号
公共施設に関する工事の検査済証 令和五年九月十九日建第五八四六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市田井庄町二八五番一の一部、二八六番、二八七番及び二八八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市西長柄町五五二番地

三興建設株式会社 代表取締役 川端知子

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市田井庄町二八五番一、二八六番、二八七番及び二八八番一の各一部

公園 天理市田井庄町二八七番の一部

下水道 天理市田井庄町二八六番、二八七番及び二八八番一の各一部

水路 天理市田井庄町二八七番の一部